

## 宝達志水町 6 次産業化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 コロナ禍を克服するため、民間企業が 6 次産業化に関する専門的な知見を有する人財を採用し、農林漁業者等が行う、加工・販売、地産地消等地域内に雇用を生み出す取組、施設整備等の推進に資するため、宝達志水町 6 次産業化推進事業補助金（以下「町補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宝達志水町補助金等交付規則（平成 17 年宝達志水町規則第 32 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 町補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 町内に住所を有する事業者であること。
- (2) 町税及び公共料金を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、町補助金の交付申請ができないものとする。

- (1) 暴力団員等（石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（石川県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第 3 条 町補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が次の各号の業務を行う者を 6 次産業化経営幹部候補者（以下「幹部候補者」という。）として採用するものに限る。

- (1) 農業者等の経営の発展段階に即した課題の解決
- (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項による総合化事業計画の認定及び当該認定後の 6 次産業化の創出

2 補助事業者への町補助金の交付は、同一会計年度内、1 補助事業者当たり幹部候補者 1 人の雇用に対してのみとする。

3 補助対象となる幹部候補者の雇用期間は、最長 3 年間とする。

4 町補助金とは別に、補助事業に対し補助金等の交付を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、町補助金の交付の対象とならないものとする。

(町補助金の額)

第 4 条 町補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（人件費）の

2分の1以内とし、その上限は、5,000,000円とする。

2 前項の規定において算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(幹部候補者の資格条件)

第5条 補助事業者が採用する候補者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次に掲げる分野のうち2つ以上の高度な専門的知見を有していること。

ア 農林水産物の加工技術

イ 農林水産物(加工品)の流通・販路開拓

ウ 農林水産物(加工品)のマーケティング・新商品企画

エ 農政、食品安全等に関する法令及び制度

オ 経営管理

カ 農林水産物の輸出

(2) 6次産業化に関する案件について、立案サポート・コーディネート業務に携わった経験があり、一定の実績を有している、又は6次産業化に取り組んだ実績を有する者等であって、一定の成果を上げていること。

(交付申請)

第6条 町補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 宝達志水町6次産業化推進事業提案書(様式第1号)

(2) 確認書兼誓約書(様式第2号)

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは、町補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、規則第7条第1項の規定により町補助金の交付の申請を取り下げるときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

(現地調査等)

第9条 町長は、必要に応じて人材の雇用状況、業務内容、関係書類、経営状況等について補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(実績報告書)

第10条 実績報告書は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又

は町補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、規則第12条に規定する補助事業実績報告書及び宝達志水町6次産業化推進事業実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（町補助金の額の確定）

第11条 規則第13条の規定による町補助金の額の確定の通知は、同条第2項に規定する補助金確定通知書により通知するものとする。

（町補助金の請求）

第12条 補助金対象者は、町補助金の額の確定の通知を受けた場合において、町補助金を請求するときは、速やかに規則第16条第2項に規定する補助金等（精算）請求書を町長に提出しなければならない。

（町補助金の支払）

第13条 規則第16条の規定による町補助金の支払は、町補助金の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、町補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、町補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、天災地変その他給付金の交付決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) この告示の規定に違反した場合
- (2) その他町長が不相当と認めた場合

（町補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により町補助金の交付決定を取り消した場合においては、町補助金の返還を期日を定めて命じるものとする。この場合において、町補助金の返還を求められた補助事業者は、町長が定める期日までに町補助金を返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について、収支等が明確になる書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、町補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宝達志水町長 様

名称

代表者氏名

印

宝達志水町6次産業化推進事業提案書

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業の実施内容及び計画	
4 事業のスケジュール	
5 期待される事業の効果	
6 その他	

様式第 2 号（第 6 条関係）

確認書兼誓約書

区分	計算式	金額
補助対象経費		①
補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額	①×1/2	②
支援金額（1 千円未満切り捨て） ※上限（500 万円）	②を千円未満 切り捨て	③

誓約事項

宝達志水町 6 次産業化推進事業に関して、次のとおり誓約します。

- ・町税及び公共料金を滞納していないこと。
- ・不正受給が判明した場合には、給付金の返還を行うこと。
- ・暴力団関係者ではないこと。

（申請者）住所

氏名又は名称

代表者氏名

④

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

宝達志水町長 様

名称  
代表者氏名 印

宝達志水町6次産業化推進事業実績報告書

1 事業名	
2 事業の成果	
3 今後の事業展開	
4 その他	